附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(5)並びに同表第２号様式記載上の注意８並びに別表第三第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(5)並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る書類については、新省令別表第一第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(5)並びに同表第２号様式記載上の注意８並びに別表第三第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(5)並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定を適用することができる。

２　新省令別表第一第１号様式の表及び記載上の注意１(3)並びに同表第３号様式の表及び記載上の注意１(3)並びに同表第３号様式の表の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

３　新省令別表第二第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(4)並びに同表第２号様式記載上の注意４並びに別表第四第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(4)並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び(3)記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る書類については、新省令別表第二第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(4)並びに同表第２号様式記載上の注意４並びに別表第四第１号様式記載上の注意１(2)⑩及び(4)並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定を適用することができる。

４　新省令別表第二第１号様式の表及び同表第３号様式の表並びに別表第四第１号様式の表及び同表第３号様式の表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（令和二年財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

表改正前欄及び改正後欄中別表第一第１号様式記載上の注意１中「(1)～(9)」を「(1)～(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)～(29)」を「(12)～(30)」に、別表第二第１号様式記載上の注意１中「(1)～(7)」を「(1)～(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)～(19)」を「(10)～(20)」に、別表第三第１号様式記載上の注意２中「(1)～(6)」を「(1)～(7)」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)～(17)」を「(9)～(18)」に改める。

○財務省令第九号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第一項第三号及び第三項第四号並びに第十八条の九第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（報告を要しない支払等の範囲）	（報告を要しない支払等の範囲）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
２　令第十八条の四第一項第三号に規定する財務省令で定める支払等は、非居住者がした本邦から外国へ向けた支払及び外国から本邦へ向けた支払の受領並びに次の各号に掲げる者がした当該各号に掲げる支払等とする。	２　［同上］
一　居住者　次に掲げる支払等	一　［同上］
イ　外国にある非居住者との間で行った預金契約（外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）に基づく支払等（銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関	イ　外国にある非居住者との間で行った預金契約（外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）に基づく債権の消滅に係る取引に基づく支払の受領であって、本邦にある他の居住者又は外国にある他の非居住者との間でする支払に直接伴ってしたもの